

名主文書の「おもしろ咄」4題 釈文

①

(一) 復縁につき夫婦取り交し證文
妻さくの証文

覚

此度きさん帰參のう上へわ、御たが互へ睦にむつ

ましく仕、何よ儀ふ様の儀ぎ有之候共、む無さ沙

た汰に家出等と勿ふ論わ我ち候ろん、わか候まへ

成義決けつして仕間敷候、万心一得こへろへ

違もこれ有あら何ば、い方づ方れ候にも御取計

なさるべく候、其せ節つ候う候ら候み候が候まし候き

義毛も頭ふ座と座ふ御座さ座なく候。已上

亥正月

きく

夫三郎兵衛殿夫の証文

覚

其方、此度帰参候上は、互に睦間敷可
致候事、且我等相果候節は為小遣倅方

より吉人扶持つゝ存生中相渡候様申

置もの也、住居方は本宅成共隠宅

成共、其方可為勝手次第、無沙汰に家出

等は勿論、我俣成義、決して仕間敷候、依而如件

鈴木三郎兵衛

亥正月

庸貞

喜久へ

②

(二) 復縁したら酒を断つ一札

一札之事

一 私儀、度々酒給酔、両親へ悪当り、其上女房
へも理不尽成義申懸、折檻等いたし候に付、

此度既に離縁に相成候処、貴殿御世話を以
歸縁致候段祝着仕候、依レ之是迄レ之通ニては

不ニ相済一段御異見、御尤ニに存候、然上は禁酒

仕、農業に情(精)出し、両親を大切に致し、夫婦
睦鋪可レ仕候、若議定を破り、酒に給酔、

農業を不レ勤、両親へ悪口仕候か、又は女房

ち多レ難渋申懸け、折檻等致候は、右ちへ
家出致候共、少しも恨無ニ御座一候間、衣類、諸

道具は不レ及レ申、去状に手間金差添可ニ

相渡一候、為ニ後日一一札依而如レ件

寛政三亥九月

当人 新右衛門 印

証人 宗左衛門 印

儀兵衛殿

蓮光寺村

③

(三) 不出来の息子の将来を憂う母の遺言

讓状頼一札之事

一 今般、倅伊兵治身持不埒に付、我存心に叶不レ申、子孫相続

無ニ覚束一相見え申候に付、伊兵治持高不レ残、并に取置の質物

孫久米太郎、助治郎、よし方へ改め讓り置候間、我死去

致候後は、おもと方にて万事引請、大勢の孫共養育

致、伊兵治家督相続為レ致、先祖祭リ無ニ滞一り一取計へ

百姓出情(精)為レ致可レ申候、勿論倅伊兵治、我なき後ニても

何様之義申懸け候共、右持高并に質物、倅伊兵治方へ

決て相渡し申間鋪候、万一母の申置儀を相拒、伊兵治
我意申候節は、此書付其筋へ御訴可被成下一候、
前書之始末に御座候得ば、此上孫共無滞家督相続
相成候様、万事宜敷頼入申候、依之為後日連印讓状
依而如件

藤代宿 伊兵治

文化十三年

母

子三月

組合

証人 同

同

伊兵治

須賀沢村

親類 作右衛門 殿

切り取り

④ (四) 養家の墓に入らない婿養子

乍恐以書付奉願上候

私義、五六年已前、当村円泉寺日家倉吉方へ養子参り
遺跡相続罷在候、然るに私先祖数代之菩提所は浄土
真宗にて築地本願寺に御座候、依之私相果候砌は
是非先祖之菩提寺へ葬賞度、日頃心願に御座候間、
何卒御聞濟之段奉願上候、尤当村共は元来一村一寺之
約定之由に御座候間、私存命中、円泉寺日中に相違
無御座候間、諸事附届け等は、村内並に致置申候、
猶又私死去致候節は、円泉寺へ御届可申上候、
其節御宗法の行はなく、一心得御改計候て、
元菩提寺へ参り度奉存候、右奉申上候ても
表向は御法事戴相濟候筈にて、円泉寺へ布施等
差上可申候、勿論私身分死去の節計に御座候

後代に罷成候ては、右様之願不奉差上一候間

⑤

何分にも厚以御慈悲、右願之通御聞濟
被下置度奉願上候、以上

荏原郡太子堂村百姓

天保十一年五月廿六日

願人 弥兵衛

組頭 喜之助

前件奉申上候通、私配下弥兵衛義、死去之節は先祖菩提
寺へ是悲(非)参り度候間、御約定戴置度段、日頃達て之
願に御座候故、何卒以御慈愛御聞濟之程願上候、
依之則奥書印形差上申候、以上

名主 忠左衛門

円泉寺 御兼帯所

宝仙寺 御役僧中

⑥

約定

一 此以後、万一死去之節、送

葬之事、表向之儀式并

右施物等の納物は、其身

分相応、余之者檀家家同様に可致候筈

其上元菩提寺へ死骸持参

供養等致し候共、其儀においては

差構不申候筈、家相続之儀に付

右様定め置不申候ては差支有之

筋合に付、今般願濟致し候事

宝仙寺役僧

天保十一庚子年 普門寺 印

当節本寺兼帯署円泉寺日中

太子堂村 百姓 願人 弥兵衛